次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	第一　保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体）法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第四項第一号に規定する額 二　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額 三　単体告示第一条第五項の規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額から控除される額 四　単体告示第一条の二の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百三十条第一号に掲げる額から控除される額 2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体）法第百三十条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。
［条を削る。］	第二　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等）法第二百二条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一　単体告示第一条第四項第一号に規定する額 二　単体告示第一条第四項第四号に規定する額 三　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額 四　単体告示第一条第五項の規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額 五　単体告示第一条の二の規定により、法第二百二条第一号に掲げる額から控除される額 2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等）法第二百二条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。
［条を削る。］	第三　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人）法第二百二十八条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一　単体告示第一条第四項第一号に規定する額 二　単体告示第一条第四項第四号に規定する額 三　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額 四　単体告示第一条第五項の規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額から控除される額 五　単体告示第一条の二の規定により、法第二百二十八条第一号に掲げる額から控除される額 2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人）法第二百二十八条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。